

令和2年6月15日提出

熊本市立高等学校学則等の一部改正について

熊本市立高等学校学則等の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市立高等学校学則等の一部を改正する規則

(熊本市立高等学校学則の一部改正)

熊本市立高等学校学則（昭和41年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「8月31日」を「7月31日」に、「9月1日」を「8月1日」に改める。

(熊本市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

熊本市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「8月31日」を「7月31日」に、「9月1日」を「8月1日」に改める。

(熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則（平成28年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「8月31日」を「7月31日」に、「9月1日」を「8月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提出理由)

令和2年新型コロナウイルス感染拡大防止による熊本市立高等学校及び特別支援学校の臨時休業に伴い、必要な授業時間数を確保するために、夏季休業日を変更するにあたり、学期に係る所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立高等学校学則の一部を改正する規則 新旧対照表

(下線部は改正部分)

○熊本市立高等学校学則 (昭和41年教育委員会規則第1号)

改正後 (案)	現行
(学年、学期) 第4条 高等学校の学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終る。 2 学年を分けて次の3学期とする。 第1学期 4月1日から7月31日まで 第2学期 8月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで 3 校長は、前項の規定にかかわらず学年を分けて、前期及び後期の2学期とすることができる。この場合において、校長はあらかじめ熊本市教育委員会 (以下「委員会」という。) に届け出なければならない。 (休業日)	(学年、学期) 第4条 高等学校の学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終る。 2 学年を分けて次の3学期とする。 第1学期 4月1日から8月31日まで 第2学期 9月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで 3 校長は、前項の規定にかかわらず学年を分けて、前期及び後期の2学期とすることができる。この場合において、校長はあらかじめ熊本市教育委員会 (以下「委員会」という。) に届け出なければならない。 (休業日)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(下線部は改正部分)

○熊本市立高等学校の管理運営に関する規則 (昭和41年教育委員会規則第1号)

改正後 (案)	現行
(学年、学期) 第2条 学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。 2 学年を分けて、次の3学期とする。 第1学期 4月1日から7月31日まで 第2学期 8月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで 3 校長は、前項の規定にかかわらず学年を分けて、前期及び後期の2学期とすることができる。この場合において、校長はあらかじめ熊本市教育委員会 (以下「委員会」という。) に届け出なければならない。	(学年、学期) 第2条 学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。 2 学年を分けて、次の3学期とする。 第1学期 4月1日から8月31日まで 第2学期 9月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで 3 校長は、前項の規定にかかわらず学年を分けて、前期及び後期の2学期とすることができる。この場合において、校長はあらかじめ熊本市教育委員会 (以下「委員会」という。) に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(下線部は改正部分)

○熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則(平成28年教育委員会規則第11号)

改正後(案)	現行
(学年及び学期) 第2条 特別支援学校の小学部及び中学部(以下「小中学部」という。)の学年及び学期は、熊本市立小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の例による。 2 特別支援学校の高等部(第36条を除き、以下「高等部」という。)の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 3 前項の学年を分けて、次の3学期とする。 第1学期 4月1日から7月31日まで 第2学期 8月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで 4 校長は、前項の規定にかかわらず、第2項の学年を分けて、前期及び後期の2学期とすることができる。この場合において、校長はあらかじめ熊本市教育委員会(以下「委員会」という。)に届け出なければならない。	(学年及び学期) 第2条 特別支援学校の小学部及び中学部(以下「小中学部」という。)の学年及び学期は、熊本市立小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の例による。 2 特別支援学校の高等部(第36条を除き、以下「高等部」という。)の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 3 前項の学年を分けて、次の3学期とする。 第1学期 4月1日から8月31日まで 第2学期 9月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで 4 校長は、前項の規定にかかわらず、第2項の学年を分けて、前期及び後期の2学期とすることができる。この場合において、校長はあらかじめ熊本市教育委員会(以下「委員会」という。)に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

